

第87回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成31年3月13日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 24 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について
日程第 2. 議案第 25 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 3. 議案第 26 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 4. 議案第 27 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 5. 議案第 28 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 6. 議案第 29 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 7. 議案第 30 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 8. 議案第 31 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 9. 議案第 32 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 10. 議案第 33 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 から日程第 10 までの提案に対する当局の説明は、3 月 5 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論・採決を行います。

日程第 1. 議案第 24 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について

議長（山本幹雄君） まず、日程第 1、議案第 24 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5 番、小林君。

5 番（小林裕和君） 41 ページ、災害復旧費の関係で、農林と公共のがあるんですけども、今、年度末になって、順次工事は進んでいると思います。

その中で、全協でもどれぐらいの数あるというのは、町長からの報告も受けていますけれども、農林で言ったら地元施工。それから、建設課で言ったら、町単事業の概算でいいです。残っている件数と、それから、今の状況を、ちょっと教えてください。

[農林振興課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 農林の町単の地元への補助事業でございますけれども、申請件数につきましては277件ということで取り扱ってございます。そのうち、完成分につきまして、現実には完成しているんだけど、まだ、実績報告は、まだ提出されていないといった状況がございまして、正確な数というのは、ちょっとつかみかねております。

今現在、聞いておりますのは1社、ちょっと手一杯になっている業者があるということで、今、早急な工事ということで、業者のほうへ注意を行っているような状況でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

[建設課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 横山建設課長。

建設課長（横山重明君） 失礼します。

建設課分の災害復旧工事につきまして、ご説明させていただきます。

建設課分としまして、道路災害と河川災害でございます。

道路災害につきましては、全体79件ございまして、こちらの件数が多ございます。実施設計組むのに、こちらのほうで組んでおるわけですが、実際、今回、繰り越しということで、8件を予定させていただいております。

河川につきましては33件、うち、15件を繰越工事として予定をさせていただいております。

公共事業につきましては、年度内完了ということで、今現在、工事のほう進めております。

以上です。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 公共は、建設課のほうは繰り越しをされているということ。農林のほうなんですけれども、地元施工で、今、答弁の1社追われているという形で、件数は、ちょっと不明だということなんですけれども、1社なのかどうなのかというのは、僕は、ちょっと、そこまで調査していないので、何社あるのかわかりませんが、この地元施工で、3月までに完成してやらなければならない。けど、実質、公共のほうを業者が優先をして、優先しますよね。除雪でも国道を優先するんやから、そういう公共の優先をしている。地元施工というのは、やっぱり後回しになってしまいます。

それで、その中で、残ってくるのがあるんじゃないか。3月までに完成せんさかいに残ってくるのがあるんじゃないか。

それで、地元は、災害で85パーセントの補助をいただいて、これは町長の政治的判断か、裁量権のところまで配慮をいただいて85パーセントの補助をもらってやっている。

助かっている。

けど、それが業者に頼んでいるから、今さら業者は変えれないし、施工ができないというのを、業者が言うておると。ほな、それが5月になるか、6月になるかっていうふうにはわからん。手一杯で。業者も手一杯になっておる。

そのへんのところは、農林振興課に相談に行かれたら、3月にやってもらわんと補助金出ませんよという話された。それで、地元は困ったと。せっかく、そういう配慮してもらったのに、ありがたかったのに困ったと。どうしようかという、その声がある。そのへんの対応は、これから、どうされるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 今、業者のほうに、先ほどの答弁で注意等申し上げましたのが、その本来ですと、翌年ですけれども、下請け的といいますか、手伝いの業者を頼んでいただくとかという形で、とにかく年度内に仕上げていただきたいということで、指導をのほうをさせていただき、今後、地元のほうにも状況によれば、業者を変更していただくというような形で指導させていただきたいと考えております。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 小林議員。

5番（小林裕和君） いやいや、今、今日、3月13日です。そういう指導をするんだったら、もっと早い段階でしておかないと、実質的には、もう不可能なんです。

それで、地元の方は、直したかったけれども、もう直らない。さあ困ったということが出ておるので、そのへんの対応措置は、町がやってもいいですよと、一度は許可して、地元は期待して業者に、地元は業者に頼んでいますからね。その業者でも、そう簡単に、次々変えるわけにいかんのですよ。地元は地元の業者の個人施工になりますから、地元施工いうても個人施工ですから、いろんなつき合いもあったりして、そのへんもあるからね。

だから、そのへん現実に、今、13日になって、実際には難しいところがある。そういうのは、どう対応されようとするのですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 7月の災害で、非常にたくさんの箇所が被災したということで、あとの復旧について、かなり大きな事業も地元施工という形で対応せざるを得なかったと。本来なら小災害で、本当に40万円以下ぐらいで、こうした補助で対応してきておるんですけれども、今回、そうした地元の対応で、できるだけ対応していただいても、町が補助をするという形の中で、200万円、300万円というような事業費がかかるような事業も、こうした地元施工という形でやらざるを得なかったという点があります。

それで、そういう中で、実際に業者のほうも、町が直接管理をしておりません。地元が発注をされておりますからね、今、小林議員のほうで、町のほうで指導ができていないと

いうふうに言われておりますけれども、そのへんは、よくわかっていただいていると思うんです。

なかなか町として、建設課のように、公共として発注して、管理をしておれば、当然、そのへんが早く早く、指示もし、対応もしてきたと思うんですけれども、そのへんが遅れたという点について、当然、町としても補助を出す以上、その対応については、責任があるわけですが、今になって、先ほど言われるように、今日、13日です。そういう状況があって、これが年度内にできないということになれば、それが全く事業ができないということになれば、例えば、これからの作付、また、これから4月、5月で田んぼの水が入り、作付が支障が出てくると、そういうことにもなりかね、そういうふうになりますよね。

ですから、それに対して、町としても柔軟な対応はしなきゃいけないなというふうに、私は、今、考えております。

ですから、今年度分については、予算執行ができないと、そうなると、来年度に予算措置としてですよ、一旦は落として、来年度、新たに、当初に、6月の補正をさせていただいて、もういっぺん、そういうものを新たに災害補助金として、執行ができるように準備をすると、そういう処置をするということしか方法がないので、ですから、町は、そのへんの補助を交付できることについて、ここでできなければ、もうそれはできませんよということとは言えませんから、それができるようには、当然、担当課と見て、今の状況を見て、早く整理をして、どれだけ執行ができないか、そういう点は、きちっと判断をさせて、地元の方にも、そうして、年度内にできなくても、繰り越ししてといたしますか、年度またいで、事業は完了ができるように対応しますというような形で、安心してもらえるようにしたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、もう1回、はい、小林議員。

5番（小林裕和君） わかりました。よろしくお願ひします。

僕は、決して指導ができていないって言ったつもりはない。この時期になって、注意をしているんですよって言うたから、その注意をするんだったら、もう少し早くねしておったら、そういう対応ができておったんじゃないかなということをおっしゃただけなんです。了解しました。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 9ページ歳入、個人の町民税のところです、750万円。法人税3,000万円。固定資産税760万円。これについての要因と、もう少し掘り下げた説明をお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、山田税務課長。

税務課長（山田裕彦君） 岡本義次議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の補正につきましては、全ての税目におきまして、実績見込みによる補正でございます。

当初予算との差額を計上させていただいておりますということでございます。

ご質問にございました、まず、町民税の個人 750 万円でございますけれども、これにつきましては、本年の課税資料、これを見ますと、給与所得、営業所得、さらに一時所得等で所得が増額になっておるといことで、課税所得が増額になっておるといことによりまして、所得割の税額が増額を見込んでおるといことで 750 万円を補正させていただきたいということでございます。

次の法人の法人税割につきましては、これは、何度かほかのご質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、町内の事業所で実績が従前に比べまして、非常に上がっておるとい事業所がございます。その分ですけれども、当初予算では、例年並みの予算を見込んでおったんですけれども、4月から12月の実績におきまして、その1社も含めまして、約6,400万円が納付されております。さらに1月から3月の納付額を見込みまして、この3,000万円の増額ということで、金額を計上をさせていただいております。

それから、次の固定資産税につきましては、まず、土地につきましては、ご案内のとおり平成30年度は3年に一度の評価替えの年でございます。その関係で、当初予算で、土地の評価額の下落を見込んでおったんですが、それが、見込んでおった数値よりは下落幅が少なかったということがございまして、土地につきましては、増額で460万円を計上させていただいております。

次、家屋につきましても、これも3年に一度、評価替えの年に、経年減点補正率という建築後何年たったら幾らか落ちるとい、そういう補正率がございましてけれども、その補正率、これを3年に一度、家屋の固定資産税に影響といいか、反映させておるところでございましてけれども、これが逆に少なく見すぎておりました。そういった関係で、今度、670万円の減額ということで、計上をさせていただいております。

それから、償却資産につきましては、まず、理化学研究所の関係の償却資産が前年に比べまして、約600万円ほど増額になっております。それと、太陽光発電の関係で、大規模な設備の申告がありまして、それらを合わせまして970万円増額ということで計上させていただいております。

以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9番（岡本義次君） 償却資産の太陽光とかの大規模な分が出てきたという説明がありましたけれど、それは、どういう大きなところというのは、地域で、どこのへんの分が上ってきたのでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、山田課長。

税務課長（山田裕彦君） 地域で申しますと、三日月地域でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） 10 ページ、使用料、キャンプ場の使用料のところですけども、設備、施設の拡充がありましたけれども、多分、年度内ですので、年度当初からではないと思うので、あれですけども、その効果、影響というか、どんなふうに見ておられるか、ちょっと、教えていただきたいのですが。それが数字として出ているのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 今回の補正につきましては、当初予算の見込み額より、実績見込みのほうが増えておるといことで、補正をさせていただいております。

で、今年度、5月の連休のあたり、それから、7月につきましては、暑さの関係とか、5月につきましては、雨等の関係で利用者数は少なかったわけでございますけれども、秋ぐらいに、その夏の間、少なかった分回復いたしまして、見込みとして、320人ぐらいの利用者数の増があります。それに伴いまして、利用料のほうも増えております。

施設の更新をしたというところが出てくるのかというところでございますけれども、例えば、ティピーテント、冬用のテント4張りのほうを設置をいたしまして、12月から使えるような形でしておりますけれども、12月から2月の間で使用していただいた件数は5件ほどでございます。

その後、それ以降、また、予約のほうは、もう少し入っておりますけれども、そういった投下したものが影響しているというのも幾らかはございます。それプラス利用者数の増ということで、利用料の増加があったというふうに見ております。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6番（廣利一志君） そのティピーテントの件は、その12月からですので、5組ということなんですけれども、夏場は、なかなか予約してもいっぱい使えないという中で、冬用のテント、ティピーテントというのが、やっぱり今、人気だと。

ある意味、そういう形で、今、4つなんですけれども、来年度に向けてというか、年度末もそうですけれども、これは、例えば、用地のところもあるでしょうけれども、さらに夏場使えない。あるいは、冬人気が出ているところからしたら、効果のところ、影響のところ見ながらですね、拡充というふうなことも、実は、必要なのではないかな。

要するに、少し、やっぱり冬用のテント、冬にキャンプをするというのが人気になってきていると。その意味では、やっぱり早い設備投資だったというふう思うので、その効果が、少し聞けたらなと思ったんですけども、それで、さらにやっぱり充実なんかが図

れないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。まだ、判断ができない。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 議員おっしゃいますように、冬の間のキャンプというのも数がかなり増えてきております。

キャンプ場につきましては、電気の設備、電気を使えるような形で、オートテントサイトには、電気設備が使えるような形の工事もしております。そういった関係もあって、冬にキャンプ等の利用がしやすいという環境が整っているということも影響して、冬の間の寒い時期のキャンプなんかも増えているのかなというふうに思っております。

ただ、このティピーテントにつきましては、まだ、設置をしてシーズンでございます。ということで、これを増やしていくかどうかというのは、今後の利用状況のほうを、もう少し見させていただいて考えていくという形になろうかと思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

6 番（廣利一志君） はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） まず、9 ページで、歳入です。分担金及び負担金の中の民生費負担金 50 万円、コミュニティバス運行事業利用負担金ということで増加になっています。まず、その理由を説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 増加の理由として、担当課のほうでつかんでおりますのは、テクノ線の利用が、人数かなり増えております。2 月末現在の人数ですけれども、前年が 5,800 人ぐらい。今年度で 8,300 人ということで、2,500 人強、2,600 人弱が増えております。

ただ、船越線につきましては、逆に昨年度の 2 月末と比べまして約 1,000 人の減になっております。

そのトータルの中で利用者が増えているという部分が、この増加につながっているんだというふうには思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） この利用する時の、その料金の支払い方法のことで、ちょっと、確認したいんですけど、現金で支払われる場合と、それから、役場で事前に料金チケットですか、購入して支払う場合、どちらも利用できると思うんですけど、そのへん、この入金の関係で、いろいろ問題があるのか、そこらへんは、全然、利用者にとって、できる方法で乗車できたらええということで、どういうことになっているのか、ちょっと確認なんですけれど、お伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 基本的には、10枚つづりの券、それから学生の方につきましては定期券を利用される方が多いです。

ただ、どうしても、その時だけ乗られる方は、乗ってもらったら困りますというわけではございませんので、現金の分についても対応できるような体制はとっているというふうに聞いております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 19ページ、一番下ですね、老朽危険空き家除却支援事業補助金の155万4,000円、少なくて済んだわけでございますけれど、各地域から何件の申し込みがあって、取り潰したというのは、何件だったのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） この分につきましては、国県補助の絡む分でございます。危険空き家という認定を受けて、当初予算の時にも少しご説明させていただいたんですけども、危険空き家等につきましては、基本的には所有者で取り壊していただくというのが基本なわけなんですけれども、なかなか地域の事情等で、そうはっていない分について、委員会等に諮って、そこで決定して、対応させていただいた分、それが、この支出に絡んできますけれども、今年度につきましては2件の取り壊しのほうをされております。

これは、先ほど申しましたように、国県の補助対象ですので、上限が200万円ということになっておりますので、200万円以上かかった分についても、この負担金、補助として出す分については、200万円に対する補助になっております。

ただ、1件については、200万円以下でございますので、実費に対する3分の2の補助という形になっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9 番（岡本義次君） 2 件の処理ができたわけなんですけれど、申し込み、そのものも 2 件だったんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） はい、対象は 2 件でございました。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 歳入 11 ページの 15 項、県補助金の総務費県補助金の地方バス等公共交通維持確保対策補助金として 94 万 2,000 円というのが減額になっておりますが、この金額は、ちょっとさかのぼって見たら、当初予算額なんですけれど、全額補助金が減ということは、制度としてなくなったということなのか、そのへん、説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） その額につきましては、ここ最近、補助の形態変わってきておりますので、その経緯は省略させていただきますけれども、県の負担分として 94 万 2,000 幾らの予算を当初予算で見込んでおりましたが、その県補助金から県の支出体制といいますか、科目が変わりまして、市町振興支援交付金のほうに変更になって、同額が入ってきております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほか何か質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 26 ページ委託料ですね、児童保護措置委託料の分が 380 万円。それから、下の通園バス運行委託料が 650 万円。この要因については、どんなんでしょう。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えします。

まず、児童保護措置委託料 380 万円の減額ですけれども、これは、佐用町に住民票があるお子さんが、町外の認定保育園でありますとか、私立の保育所に通われている保育園に対して、委託料として支払っているものでございます。年度当初、4 名の方が町外の認定こども園、保育所。それから、佐用マリア幼稚園、こちらのほうに 35 名ということで、委託料のほうを 4,007 万 9,000 円、当初予算計上しておったんですけれども、町外の私立の認定こども園と私立の保育所に通われている方が、人数が当初見込みより 2 名減っております。その関係で 380 万円の減額というふうになっております。

それから、続きまして、保育園評価業務委託料 15 万円でございますけれども、こちらにつきましては、保育園の運営等につきまして第三者評価ということで、運営のあり方等を第三者評価機構というところに委託をして実施をしておるものでございますが、本年度 1 件、予定をしておったんですけれども、ちょっと保育園のほうの都合、それから、健康福祉課の事務の都合で、そちらのほうの業務ができなかったということで、全額落とさせていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

9 番（岡本義次君） その下は、そのバスの分。

議長（山本幹雄君） 通園バス？

健康福祉課長（長峰忠夫君） すみません。通園バス運行委託料のほうは抜けておりました。

通園バスにつきましては、統合した保育園のほうで、遠方になるということで、バスを購入して運行をしておるわけですけれども、まず、佐用保育園につきましては、江川方面から、それから、利神保育園につきましては、長谷・石井方面から、上月保育園につきましては、幕山・久崎方面から、南光保育園については、中安方面から、それぞれ委託契約によりまして、運行をしておるわけですけれども、当初、予定をしておりました地域からの保育園児の入園がなかったということで、具体的には江川方面、それから長谷・石井方面については、1 路線のみの運行に切りかえて運行ができたということで、そういった部分で費用のほうは、今現在見込みで 650 万円減額しても対応が可能ということで、落とさせていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 6 番、廣利君。

6 番（廣利一志君） 38 ページ、文化財保護費、歴史的環境保存審議会委員報酬のところですが、これは、定例開催という形では、多分なかったというふうに思うんですが、開催の状況と、それから、また、平福の件だと思いますので、そのたびごとのテーマというか、そのあたりを、今、わかりますでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 今年度は1回開催をさせていただいております。
改修の案件が1件申請ございましたので、その件についての議論のほうをさせていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 32ページ、負担金補助及び交付金の分ですね、町単独造林事業補助金の1,000万円から、1、2、3、4、5項目上がっております。これについて、もう少し、掘り下げて、説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） お答えさせていただきます。

まず、最初に町単造林の補助事業でございますけれども、これにつきましては、町内の森林事業者3社の行った造林事業の実績見込みにより減額でございます。

続きまして、森林整備地域活動支援交付金でございますけれども、これは実績といたしまして、5カ所の計画に基づく森林整備ということで、その実績残ということで400万円の減となっております。

緊急防災林整備事業補助金につきましては、全くの皆減でございましたので、全額落とさせていただきます。

森林保全間伐促進事業費補助金でございますけれども、これは延べ20名の方の森林につきまして、間伐の促進ということで、森林事業者のほうで間伐作業をしていただきましたものに対しましての補助金でございます。その実績によります残額ということで、345万円を落とさせていただきます。

住民参画型森林整備事業補助金につきましては、町内10組織で対応していただいておりますバッファゾーン等を住宅周辺の森林整備ということで、実績を上げていただきまして、その残額の544万2,000円を落とさせていただいたということでございます。

以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、岡本君。

9番（岡本義次君） 一番下ので、540万のその分について、住宅のその伐採の分については、どういうんですか、個人の山の分が家へ覆いかぶさって困っておると、そういうよ

うな場合は、これ該当するん。せんのもん。これは。一番下の分。

[岡本義君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） その住民参画型事業に参加するということでお申し出があり、認めさせていただきました、その組織の活動でございますれば、その集落周辺でございますので、対象になろうかとは思いますが、認定を行っていない場合につきましては、各集落個人でのご対応をお願いしたいと思います。

9 番（岡本義次君） はい、わかりました。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 町債ですが、教育債ということで、補正予算債、12 月議会で、これ上がってきたので、まだ、記憶に新しいところなので、財政運営上、こういう町債のあり方については、有利なものを活用して、変更されたんだと思うんですけど、ちょっと、そのへんの事情というか、状況説明をお願いします。

[教育課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） ご質問の件につきましては、12 月補正のほうで、経過含めて、既に説明をしておりますが、もう少し、話をしますと、当初、補正予算債を交付金の裏に充てたいということで計画してございましたが、この補正予算債の起債対象というのが、後に明らかになりまして、いわゆる補助金が基準単価、掛ける 2 万 2,500 円という補助金が出るわけですが、いわゆる補正予算債を充当できるのは、その補助金の対象外だけのみということで、いわゆる、この空調設備に関しましては、設備空調の機器、室内機、室外機以外に、配管、配線、それから電気設備の改修を含めて高額な経費が要るわけですが、そこには当たらないということがわかりましたので、合併特例債のほうに起債を変更させていただいたということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 適用できるものに変えるということについては、問題なんですけれ

ど、補正予算債なるものが、どういうものか、初めてだったので、質問した経緯もあったので、ちょっと、改めて確認させてもらったんですけど、今の説明では、そういうものが事実上、利用できないんだということで、予算に上げる前に、そういうことわからなかったんですか。すみません。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 今回の補正予算債につきましては、国のほうで、全国の自治体に配慮したと。

と言いますのは、全国的に学校・園の空調の未整備の状態の中で、できるだけ熱中症対策含めて、全国で整備をしてほしいという国の意向の中で、補助金というのが出たわけですけど、いわゆる我々、佐用町のようなところ、合併したとことというのは、起債としては、有利な起債が合併特例債が使える。それから、過疎地域にも指定されていますので、過疎債が使える。

それで、全国の中で、こういうところは少数ですので、全く起債が使えない、いわゆる一般財源が多いということの中で、その対応のために補正予算債が発行可能というふうになったように聞いております。

もともと、当初計画していた時には、そこまで詳細、我々も把握しておりませんでしたので、今回、国県の説明の中で、財政のほうの説明会に行って明らかになったということで、補助の起債対象として十分な財源ではないということで、合特債に切りかえたということでございます。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 24 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 24 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 25 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 2、議案第 25 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 歳入4ページです。財産収入の一般会計繰入金、先ほどの一般会計でも出ておりましたが、3,525万6,000円について、お尋ねしたいんですけど、当初、見込んでいた一般会計からの繰り入れを必要がなくなったという、そういう年間を通しての経過ですけど、この分は、具体的には、財源措置としては、どのへんで見られていますか。ちょっと、そのへん、県であるとか、そこらへんも含めて、一般会計で補填しなくてもよくなったという理由と、その後の財源措置についてお尋ねします。

[住民課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 一般会計繰入金の減でございますけれども、3,525万6,000円の減額しております。

主な要因といたしましては、県支出金の特別交付金3,000万円。それと、税の今年度賦課いたしましたところ、税の収入が増えたということで、この大きな要因としては、この2点が一般会計の繰入金の減ということでございます。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） この年度から県が国保の会計の責任を持つということで、交付金という形で出てきたということだろうとは思いますが、そういう中で、町があらかじめ予定している一般会計からの繰り入れをしなくてもよくなったという会計上数字の上ではそうなんだろうけど、税を国保加入者に還元していくというのか、それまで予定していたんだから、減収するのではなくて、そういう形に変えていくというのか、この年度では難しくても、その次からとかいう、そういう考えはありませんか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今年度の会計の中で、それだけ減額ができるということは、先ほど、課長が申しましたように、県の交付金が、これまで交付されなかった結核、精神の佐用町比率が高いということで、そうした交付金がいただけるように、配慮ができたということが、1つあります。

ただ、それは今年度会計の中だけの話であって、要するに一番、これ減額できるというのは、これで今年は医療給付が、この額で終わった、できたということなんですよ。

ですから、先ほど、平岡議員お話のように、そうしたものができていけば、それを国保

税を下げるとかいうふうにしたらいじゃないかというご主旨だと思うんですけども、実際に、これまでも、その年、年度によって、非常に医療費が高くなる年があり、これかなり大きな幅があるわけですね。そういう時に、町として、一般会計から繰り入れを予定をして、以前には億近い金を投入した、繰り入れたこともあるわけですね。

だから、今回も、今年も、そういう中で、もっと給付が増えておれば、これは、当然、減額ができないわけでありまして、現在の国保税のそれぞれの税率、それを維持をしていく。何とか維持をしていくための措置だというふうに理解をいただかないと、この年にこれだけ余ったから、これを、ほんなら減額したらいいじゃないかという単年度での話ではないということ。この点、ご理解をいただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほな、ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 7ページ一番上ですね、受診者100万円少なくなっておりますけれど、この受診した人の数については、平成29年、平成30年、どのようになっていますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 健診の状況でございますけれども、今年度受診されました方は、987人で、前年度におきましては1,032人ということで、45名の減となっております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。
ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第25号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第25号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第26号 平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第4号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3、議案第26号、平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 7ページ、後やな…

議長（山本幹雄君） えっ、間違い？
ほか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第26号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第26号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第26号、平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第27号 平成30年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第4、議案第27号、平成30年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） すみません。
7ページ、5款の10項の10目、役務費の中で第三者行為求償事務手数料4万2,000円
少なくなっておりますけれど、この件数については、何件あったのでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

この第三者行為というのは、ご承知のとおり、国保などと同じように保険を使わずに損害保険会社等から費用をいただいたものでありますが、平成 30 年度につきましては 1 件のみとなっておりますので、不要と見込まれる分を減額したということでございます。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 27 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 27 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 28 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、議案第 28 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 28 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 28 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 29 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 (第 4 号) について

議長 (山本幹雄君) 続いて、日程第 6、議案第 29 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 (第 4 号) についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長 (山本幹雄君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長 (山本幹雄君) ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 29 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 29 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長 (山本幹雄君) 挙手、全員です。よって、議案第 29 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案 (第 4 号) については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 議案第 30 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 4 号) について

議長 (山本幹雄君) 続いて、日程第 7、議案第 30 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 4 号) についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[児玉君 挙手]

議長 (山本幹雄君) はい、2 番、児玉君。

2 番 (児玉雅善君) 4 ページ、10 項の 10 目の 15 節、工事請負費 1 億 169 万 3,000 円。大変大きな減額となっています。これだけのもの大きな減額となった理由というんですか、をお聞かせください。

[上下水道課長 挙手]

議長 (山本幹雄君) 森田上下水道課長。

上下水道課長 (森田善章君) 失礼いたします。
これにつきましては、工事請負費、入札による入札減。

それから、国道 179 号線、(聴取不能) 設置とかいうのが支障管の移設とかを見込んでおりましたけれども、それが、その工事がありませんでしたので、そういうような分で減額をしております。

そういうような格好で、トータルが 1 億 100 万円となっております。

議長 (山本幹雄君) よろしいか。ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行いません。討論はありますか。

[討論なし]

議長 (山本幹雄君) ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 30 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長 (山本幹雄君) 挙手、全員です。よって、議案第 30 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案 (第 4 号) については、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 31 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 (第 4 号) について

議長 (山本幹雄君) 続いて、日程第 8、議案第 31 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 (第 4 号) についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長 (山本幹雄君) ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長 (山本幹雄君) ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 31 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 31 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長 (山本幹雄君) 挙手、全員です。よって、議案第 31 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案 (第 4 号) については、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 32 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 9、議案第 32 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 補正内容は、いわゆる賃金を委託料に変更、同額計上するというものなんですけれど、これは、具体的に実態として、どういう変化が、この組み替えをすることで、起こったんですか。お尋ねします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 当初、予定をしておりました人数なんですが、5 月と 9 月に退職をされた職員があります。

その後、その退職された後、職員を募集をしたんですけれども、応募がない状況で、臨時職員を確保できない状況にありました。そのために、シルバー人材センターのほうに委託する。清掃業務等を委託することが増えたということで、委託料のほうに振りかえているという状況でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほか質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 32 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 32 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 32 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 33 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10、議案第 33 号、平成 30 年度佐用町水道事業会

計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、2番、児玉君。

2番（児玉雅善君） 1ペーシ、建設改良費1億2,025万9,000円の減額となっています。既決額が1億4,589万円、そのうちの1億2,000万円ということは、ほとんどが減額ということになっています。この減額になった理由をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森田上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 失礼いたします。

これは工事によるものでございますけれども、水道事業、今、過渡期にありまして、昨年、上水から簡水にということになりました。

当初は、上水道事業ということで、見ておったんですけれども、上水道事業で事業を実施いたしますと、過疎債であったり、交付金に關係する過疎債とかというのに跳ね返ってきません。

そういうような関係がありまして、年度途中からではありましたが、この4月からは、上水を簡水事業ということで、簡水事業債、もしくは過疎債に対象することになりますので、当初、予定しておりました事業を取りやめまして、この新年度、平成31年度に事業実施することにしましたので、工事金額を減額させていただいております。

〔町長「課長、ここの工事で（聴取不能）、言っておかないとわからん（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） はい、森田上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 事業につきましては、石井橋架けかえ工事、それから、下流部、工業団地のほうへ行く水道管の移設工事を予定しておりました。そういうようなものを減額させていただいております。

議長（山本幹雄君） わかりましたか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 課長が言ったことで、その中身は言っているんですけれども、ちょっと、わかりにくい。私が聞いていても。

上月が、これまで上水という形で運用をしていたわけです。それを、今年度、簡水という形にさせていただきました。そのことによって、先ほど、課長言いましたように、簡水であると、財源的な、いろいろと有利な措置が受けれると。これは簡水債とか、それから、

過疎債もこれに充てれると。そういうことで、南光の多賀から上月の櫛田、そちらのほうへ配管をさせていただいて、水の供給を、安定して供給しようということで、その石井橋、櫛田の石井橋のところの管を架けかえると、それから、その後、そこ渡ったところから工業団地のほうへの管も、管の布設がえをすると、その工事が1億幾らという、非常に大きな金額でした。

当初、それを、早く、水が足りないので、やりたいということで、予定していたんですけども、そういう簡水にできるということで、そうなれば、非常に財源的な有利なものが使えるということで、今年度事業を見送って、新しい、新年度の事業にさせていただくということです。

そういうことで、今回、その分を全額、今年度からは落としたということで、新しい、次の新年度予算に計上をさせていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかありますか。ほかないですか。

ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第33号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第33号、平成30年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）については、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日、3月14日、木曜日、午前10時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前10時34分 散会
